

児童手当 現況届をご提出ください

令和3年6月分以降(10月支払分以降)の手当を受給するためには、現況届の提出が必要です。

現況届は、児童手当を受給している方が、引き続き児童手当を受け取る資格を満たしているかどうかを、令和3年6月1日現在で確認するためのものです。ご提出いただけないと、令和3年6月分以降の手当を受給できなくなります。さらに、未提出のまま2年経過すると、時効により手当を受け取ることができなくなりますので、**受付期間内にご提出をお願いします。**

(※最近手続きをした方も、令和3年5月分以前から手当を受給している場合は現況届の提出が必要となります。)

1 現況届のご提出について

提出書類	必ず提出するもの	・児童手当・特例給付 現況届
	場合によって添付するもの	・請求者の保険証の写し(現況届の左下に張り付けてください) ⇒厚生年金保険に加入している方で、国家公務員共済組合、日本郵政共済組合、地方公務員共済組合に加入している方は必ず請求者の保険証の写しを添付してください。 ・記入例裏面の(C)～(J)に該当する項目の必要書類 ⇒該当する方のみ必要な書類を添付してください。
提出方法	同封の返信用封筒(青色)でご返送ください。※切手の貼り忘れにご注意ください。	
受付期間	令和3年6月1日(火)～6月30日(水)	
	※上記の期限を過ぎてしまった場合でも現況届をご提出ください。 ただし、ご提出の時期によっては児童手当のお支払いが遅くなる場合がありますのでご注意ください。	
その他	・6月1日以降に市外へ転出予定の方も、必ず提出してください。 ・受験を控えたお子様がいらっしゃる方は、10月以降にお送りする「支払予定通知書(はがき)」が、後日、奨学金の申請に必要な場合があります(再発行はできませんので、大切に保管してください)。	

2 手当の支給について

(1)◆支給月額

対象年齢および学年	支給月額	
0～3歳未満	15,000円	
3歳～小学6年生	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生	10,000円	
所得制限額以上の方の児童(特例給付)	5,000円	

・第何子目かを数える際には、18歳まで(18歳になった後の最初の3月末まで)の児童を含めて数えます。支給額を算定するため、現況届の児童欄に算定対象児童として記載されています。

・所得が限度額以上の場合、上の表によらず、児童1人につき一律5,000円(月額)となります。

◆所得制限限度額(令和2年1月～令和2年12月の所得)

扶養親族等の数	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人目以降	以降、扶養人数が1人増えるごとに38万円を加算

・生計中心者の所得のみで判定します。(世帯全員の合算ではありません。)

・所得額は前年(令和2年分)の所得金額です。(年収額ではありません。)

・医療費控除等、各種控除額を所得金額から差し引くことができます。

※所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある者については、左の額に当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額となります。